

竣工現場検査申請書・適合証明申請書(新築住宅)

(フラット35・財形住宅)

(第二面)[一戸建て等用]

○建物の概要

1戸当たりの床面積		□ □ □ . □ □ □ m ²		敷地面積		□ □ □ □ □ . □ □ □ □ □ m ²	
建物の構造等	構造	<input type="checkbox"/> 2.木造(耐久性あり) <input type="checkbox"/> 3.準耐火(<input type="checkbox"/> 1.イ準耐 <input type="checkbox"/> 2.ロ準耐 <input type="checkbox"/> 3.省令準耐*) <input type="checkbox"/> 5.耐火 *機構承認住宅(省令準耐火構造タイプ)の場合:承認番号()					
	戸建型式	<input type="checkbox"/> 1.一戸建て <input type="checkbox"/> 2.連続建て <input type="checkbox"/> 3.重ね建て		併用住宅区分		<input type="checkbox"/> 1.専用住宅 <input type="checkbox"/> 2.併用住宅	
	階数	地上	階	地下	階		
工法		<input type="checkbox"/> 1.在来木造 <input type="checkbox"/> 2.プレハブ(木質系) <input type="checkbox"/> 3.プレハブ(鉄骨系) <input type="checkbox"/> 4.プレハブ(コンクリート系) <input type="checkbox"/> 5.枠組壁工法(ツバيفォー工法) <input type="checkbox"/> 6.丸太組構法 <input type="checkbox"/> 7.鉄骨造・RC造等					
機構承認住宅(設計登録タイプ)の場合		会社名() 承認番号() 省エネルギー基準適合仕様シートの有無: <input type="checkbox"/> 1.有 <input type="checkbox"/> 2.無					
フラット35Sの基準の適用		<input type="checkbox"/> 1.有 <input type="checkbox"/> 2.無		フラット35Sを適用する基準※1 【優良な住宅基準】(金利Bプラン) <input type="checkbox"/> 1.省エネルギー性(<input type="checkbox"/> 1.断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4以上 <input type="checkbox"/> 2.建築物エネルギー消費性能基準) <input type="checkbox"/> 2.耐震性(<input type="checkbox"/> 1.免震 <input type="checkbox"/> 2.免震以外(耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上)) <input type="checkbox"/> 3.バリアフリー性(高齢者等配慮対策等級3以上) <input type="checkbox"/> 4.耐久性・可変性(劣化対策等級3等※2) 【特に優良な住宅基準】(金利Aプラン) <input type="checkbox"/> 5.省エネルギー性(<input type="checkbox"/> 1.住宅事業建築主基準 <input type="checkbox"/> 2.認定低炭素住宅※3 <input type="checkbox"/> 3.一次エネルギー消費量等級5 <input type="checkbox"/> 4.性能向上計画認定住宅※4) <input type="checkbox"/> 6.耐震性(耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)3) <input type="checkbox"/> 7.バリアフリー性(高齢者等配慮対策等級4等※2) <input type="checkbox"/> 8.耐久性・可変性(長期優良住宅)			
2戸以上申請の場合 ※5		申請戸数		□ □ □ □ □ 戸		住宅番号	

- ※1 フラット35Sを適用する基準は、評価方法基準に定められた等級、建築物エネルギー消費性能基準等と同じ基準です。
 ※2 劣化対策等級3等: 評価方法基準による劣化対策等級3、維持管理対策等級2以上及び一定の更新対策(一戸建て以外の場合に限ります。)が必要
 高齢者等配慮対策等級4等: 評価方法基準による高齢者等配慮対策等級4以上(共同住宅の専用部分は、等級3で可)
 ※3 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)の規定により集約都市開発事業計画が認定された住宅を含みます。
 ※4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が認定された住宅をいいます。
 ※5 申請住宅が2戸以上の場合、申請戸数欄に戸数を記載した上で、第二面を申請戸数分提出してください。

<申請者確認事項>

- 独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」といいます。)の証券化支援事業を活用した民間金融機関の住宅ローン(以下「フラット35」といいます。)及び財形住宅融資の利用に際しては、機構の定める次の要件に該当する必要があることについて承知しており、これらの要件についてフラット35のご案内等により確認しています。
 (1) 機構のフラット35又は財形住宅融資に適用される技術的基準に適合していること。
 (2) 住宅の床面積^{*}、建設費、購入価額、人の居住等についての要件に適合していること。
 ※住宅の床面積の要件は次表のとおりです。

	一戸建て等		共同建て	
	下限	上限	下限	上限
フラット35	70㎡以上	なし	30㎡以上	なし
財形住宅融資	70㎡以上	280㎡以下	40㎡以上	280㎡以下
- 申請住宅についての適合証明は、機構の定める物件検査方法により確認した範囲において、融資条件である技術基準への適合の可否を判断するために行うものであり、申請者に対して住宅の施工上の瑕疵がないこと及び住宅の性能を保証するものではないことを承知しています。
- フラット35Sを利用する場合は、金融機関への申込期間が定められていますので、当該申込期間内に借入申込みを行う必要があることを承知しています。
- フラット35Sを利用する場合は、フラット35Sの基準のうち、いずれか1つ以上の基準に適合する必要があることを承知しています。

<個人情報の取扱い>

- 個人情報を利用する業務の内容及び目的
 検査機関は、個人情報の保護に関する法令に基づき、申請者(以下「お客さま」といいます。)から提供を受けた個人情報を次の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。
 (1) 業務内容
 ア 住宅に関する検査を行い、機構のフラット35又は財形住宅融資に適用される技術的基準に適合することを証明する業務(以下「適合証明業務」といいます。)
 イ その他これらに付随する業務
 (2) 利用目的
 竣工現場検査の申請に際して取得した個人情報は、次の目的で利用します。
 ア 検査機関が行う適合証明業務の実施のため
 イ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
 ウ その他お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- 機構等への個人情報の提供
 検査機関は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第23条第1項各号に掲げる場合を除き、お客さまから提供を受けた個人情報を第三者に提供することはありません。
 ただし、個人情報の保護に関する法令に基づきお客さまの同意を得た上で、次表に示すとおり利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を機構等に提供することがあります。

個人情報の提供先	提供先の利用目的	提供する個人情報
機構	フラット35及び財形住宅融資(新築住宅及び中古住宅)に関する次の利用目的を達成するため。 ・適合証明業務の適切かつ円滑な実施のために必要な情報の収集等 ・中古住宅における適合証明書の発行の省略その他適合証明業務の事務の簡素化 ・財形住宅融資、フラット35に関する債権の譲受け又は保険・保証の対象となる住宅等の審査及びその他の事務 ・住宅ローンや住宅関連の情報提供・市場調査や分析・統計の実施 ・アンケートの実施等による機構に関連する商品やサービスの研究・開発	竣工現場検査申請書に記載されたお客さまの属性等(氏名、住所、電話番号等)、申請に関する住宅情報(所在地、構造、面積、仕様等)
申請住宅について融資の申込みを行う金融機関	フラット35及び財形住宅融資(新築住宅及び中古住宅)に関する次の事務を履行するため。 ・フラット35に関する債権の譲渡又は保険・保証に関する事務 ・財形住宅融資に関する事務	